



市内企業者の
皆様へ

さいたま市でがんばる市内業者を支える！

市内小規模企業者へ10万円給付第3弾実施へ

本日は、9月8日にさいたま市議会で議決をされた中小企業支援事業「市内小規模企業者への給付金」についてお知らせします。この事業は新型コロナウイルスの影響により売上げが減少している市内小規模企業者等に対して、給付金（10万円）を支給するものです。詳細は以下の通りです。ご不明な点やお困りごとがありましたら、お気軽にご連絡ください。

市内小規模企業者等給付金について

（中小企業支援事業）

(1) 対象者

①市内に本社又は本店を有する小規模企業者

常時使用する従業員が20人（卸売業・小売業又はサービス業は5人）以下の事業者

②市内で事業を行い、市内に住民登録のある個人事業主

※常時使用する従業員数が上記①と同様の者に限る。

※副業の場合を除く

ただし、埼玉県による営業時間短縮等の要請対象となっている者及び、国による緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の受給者（緊急事態措置が実施された月の分を受給した者に限る）を除く。

(2) 要件

①新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少していること

②緊急事態宣言の告示日（令和3年7月30日）以前から市内で事業を営んでおり、申請後も引き続き市内で事業を営む意思を有していること

③市税を滞納していないこと

④許認可等を要する業の場合は、当該許認可等を有していること

(3) 給付額 ・ 1事業者あたり10万円

(4) 申請期間 ・ 10月中旬～12月中旬

(5) 申請方法 ・ 郵送申請

※令和3年度1月に実施した同事業の利用業者には、受付開始後速やかに「勸奨通知（本事業のお知らせ及び申請書等）」が送付される予定

(6) 問い合わせ先

さいたま市産業展開推進課（048-829-1371）